

DMG森精機健康保険組合並びに実施事業所が共同で実施する健康診査事業の公表について

DMG森精機健康保険組合

理事長 森 雅彦

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要です。ただし、共同利用については、法律上、第三者提供に当たりません。DMG森精機健康保険組合では、健康診査事業については、実施事業所（規約4条に定める設立事業所）と共同実施し、健診データを共同利用しています。したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表します。

1. 実施事業所との健康診査事業の共同利用

当組合では、被保険者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、実施事業所とともに、健康診査事業を共同実施します。

2. 共同利用する健診データ項目

- ① 被保険者の特定健診、健康診断及び人間ドックにかかわる記録
- ② 被保険者の疾病予防・重症化防止にかかわる記録
- ③ 被保険者若しくは被扶養者への受診勧奨にかかわる、受診有無の情報

3. 健診データを共同利用する者の範囲

- ・実施事業所の保健事業を推進する担当者及び保健師、看護師
- ・DMG森精機健康保険組合の保健事業を推進する担当者、契約に定めた保健指導業者や疾病分析業者

4. 健診データを共同利用する者の利用目的

実施事業所及びDMG森精機健康保険組合は、共同利用する情報をDMG森精機健康保険組合の被保険者若しくは被扶養者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施するために使用する。

- ① DMG森精機健康保険組合の被保険者若しくは被扶養者への受診勧奨
- ② DMG森精機健康保険組合の被保険者への保健指導
- ③ DMG森精機健康保険組合の保健事業の立案・検討・効果測定

5. 健診データの管理責任者名

実施事業所健康診査担当部署管理者とDMG森精機健康保険組合の常務理事